

低入札調査基準価格について

契約内容に適合した履行がなされるかどうかの調査を行う基準となる価格のことで、この価格を下回った場合は当該入札価格で適正な工事の施工が可能か調査を行うこととしています。

(1) 【予定価格（税抜き）1億円未満の場合】

算定式

$$\left(\text{直接工事費} \times 100\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\% \right) \times \text{消費税及び地方消費税相当額} \times \text{ランダム係数}$$

(2) 【予定価格（税抜き）1億円以上の場合】

算定式

$$\left(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\% \right) \times \text{消費税及び地方消費税相当額} \times \text{ランダム係数}$$

		上記(1)	上記(2)	
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な経費 (労務費、材料費、機械経費等)	100%	97%	下請け業者へのしわ寄せ防止、工事品質確保の観点から過年度における標準工事の官積算に対する割合の平均値から設定。(国土交通省)
共通仮設費	施工に共通的に必要な経費 (機械等の運搬費、工事地域内における安全費、現場事務所の営繕費、品質管理上必要な試験費等)	90%	90%	
現場管理費	工事を管理するために必要な経費 (安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員手当、退職金、法定福利費、外注一般管理費等、労務管理費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等に要する費用、雑費)	90%	90%	現場管理費のうち、不可避な経費として安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、外注一般管理費等が占める割合から設定。(国土交通省)
一般管理費等	会社の本支店での必要経費 (法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費、役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、試験研究費償却費、開発費償却費、雑費、付加利益(法人税、株主配当金))	68%	68%	一般管理費等の費目のうち、不可避な経費として法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費が占める割合から設定。(国土交通省)

※ 予定価格の75%に満たない場合は、75%相当額で低入札調査基準価格を設定。